学びの多様化学校・教育センター施設整備基本計画の概要

不登校児童生徒数の急増に伴う新たな学びの場の確保と教育センターの老朽化による安全性の確保の必要性から、学びの多様化学校と教育センターを併設で整備する。

第１章　学びの多様化学校・教育センターの施設整備の背景と位置づけ

１　基本計画の策定

（１）計画策定の背景と目的

学びの多様化学校と教職員の研修や不登校児童生徒への支援の一部を担っている教育センターの親和性が高いため、旧高洲第二中学校跡施設に令和１２　(2030) 年度に併設して整備する。

（２）計画地の概要

「多様な人々がつどい、交流が生まれる場」をコンセプトに、学びの多様化学校と教育センター以外に右図のとおり施設を整備する。

【旧高洲第二中学校跡施設　整備レイアウト図】

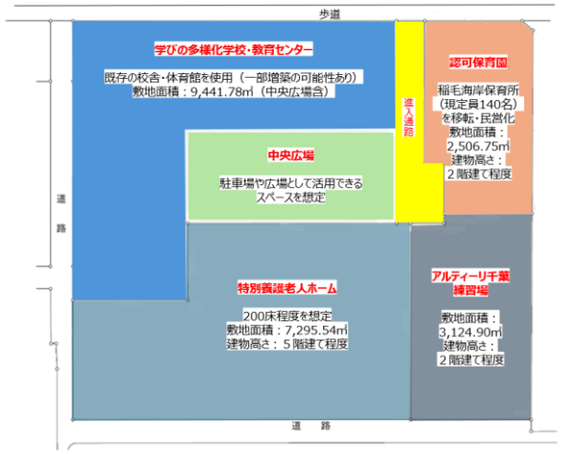

（３）計画地の整備・運営にあたっての留意事項

各施設が一体感をもち、敷地内でゆるやかに連携するとともに地域との交流を推進できるよう整備を行う。

（４）計画地の全体スケジュール（予定）

令和８　(2026) 年度から令和１４　(2032) 年度にかけて、それぞれ供用開始できるよう整備を進める。

第２章　学びの多様化学校設置までの経緯

１　不登校の定義

「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）」

２　学びの多様化学校の特徴と全国的な設置状況

（１）特徴

不登校児童生徒の実態に配慮し、教育課程の基準によらずに特別な教育課程を編成して教育を実施する学校。（例：特色のある教科の新設や、総授業時間数の削減、授業時間の短縮等）

（２）全国的な設置状況

令和７（2025）年１１月時点で、全国で５９校設置。

３　千葉市の現状

（１）不登校児童生徒数の推移

平成２６（2014）年度：８１６人⇒令和６（2024）年度：２，０８３人（小中学校合計）

（２）これまでの不登校児童生徒への支援

様々な事業を通じて、「誰一人取り残さない教育」の推進を進める。

（例：グループ活動、ライトポート（教育支援センター）、ステップルームティーチャー等）

（３）不登校児童生徒への支援の課題と学びの多様化学校の設置目的

「学びの保障」という観点において課題があることを把握し、普通高校進学を含め、それぞれの自己実現を目指した進路選択に結びつくような多様な学びの場である、学びの多様化学校の設置を決定する。

第３章　教育センターの現状と課題

１　業務内容

「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」の育成に向けて、学校や教職員の活動を支援するため、「教育研究」、「教職員研修」、「教育相談」、「情報教育・広報」の業務を進める。

２　施設概要

所在：千葉市稲毛区轟町３丁目７番９号

建築時期：昭和５８（1983）年１２月１７日

３　配置図等

現在の施設は、地下１階から地上５階までの計６層構造

４　老朽化に対する課題整理と対応

「改修時の仮移転と財政負担」等の課題を確認し、機能を停止せず、かつ仮移転を要せず、費用を削減できる等の理由から、旧高洲第二中学校跡施設を移転先として選定する。

第４章　施設整備の基本的な考え方

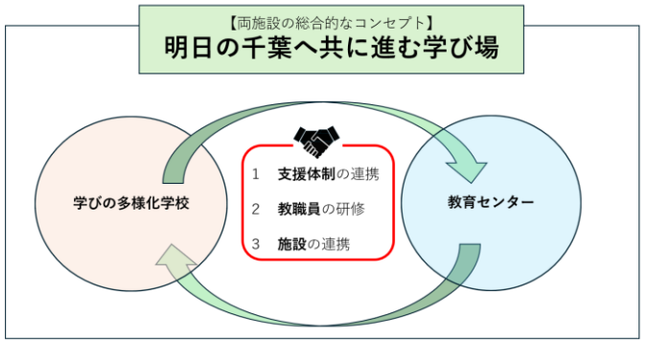

１　総合的なコンセプトと両施設のつながり

明日の千葉へ共に進む学び場

（１）コンセプトの考え方

児童生徒にとっては、柔軟な教育課程や相談環境が整った「安心できる学びの場」として、教職員にとっては、実践的な研究や研修、ICT活用を通じて現場力を高める「頼れる教育支援の場」として整備する。

（２）学びの多様化学校と教育センターのつながり

ア　支援体制の連携

両施設が併設されることで、児童生徒一人一人に合った居場所の提供等を行う。

イ　教職員の研修

学びの多様化学校の施設を活用した研修や、不登校児童生徒への支援の知見等の研修を行う。

ウ　施設の連携

両施設を共有して使用することで、コストを抑えながら、多様な居場所を提供する。

２　学びの多様化学校の整備方針

（１）アンケート結果と考察

児童生徒に実施したアンケートから「複数人で行う授業」や「プレイルーム（いつでも来ることができ、休める、遊べる、安心できる場）の整備」、「習熟度別の授業やいわゆる自由進度学習等の実施」の必要性を確認。

（２）基本方針

・学校型（※）の中学校を設置。※独立した学校として、学びの多様化学校の指定を受けるもの

・市内在住又は転入予定の不登校状態等の中学・中等１～３年生で、学びの多様化学校で学びたいという意思がある生徒を対象。

・市内全域から通学を可能とし、各学年２０人程度の定員。

・原則、４月入学・転入とするが、柔軟な運用を検討。

（３）基本構想

誰もが自分らしく未来を描ける学校をコンセプトに、子どもたちにとっては、落ち着いて安心できる空間の中での経験や学びを通じ、自己理解を深め、進学を含めた社会的自立を目指す。教職員にとっては、子どもたち一人一人の思いや考えを尊重し、子どもたちと共に学び続ける教職員を目指す。

３　教育センターの整備方針

（１）基本方針

現在の機能を維持・発展させ、現施設からの移転を行う。

（２）基本構想

ア　教育センターの運営コンセプト

「役に立つ　頼りになる　気軽に使える」を運営コンセプトに、「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」の育成に向け、学校や教職員の活動を支援する。

イ　教育センター整備の考え方

学校及び教職員の活動を支援する中核的な拠点として位置づけ、「教育研究」、「教職員研修」、「教育相談」、「情報教育・広報」の既存機能を維持・発展させる。

第５章　施設整備の内容

１　計画内容

令和１２　(2030) 年度の運用開始を目指し、右図のスケジュールで整備を進める。

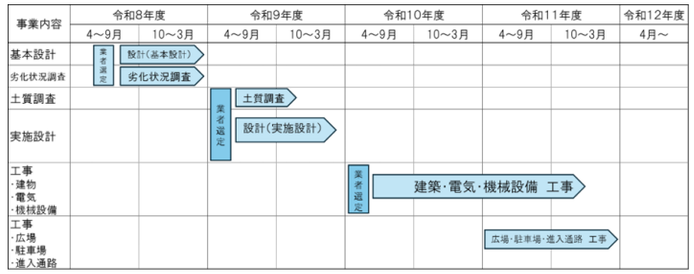

２　整備・機能の内容

（１）学びの多様化学校

・木材等の自然素材を使用した内装

・土足での利用

・生徒の動線に配慮した諸室の配置

（２）教育センター

・現在の教育センターで有している機能を維持し、移転

・教育相談業務による来所者と教職員研修業務による来所者の動線に配慮した諸室の配置

（３）駐車場・中央広場

（４）進入路

（５）その他